

# 山口県報

平成23年  
9月27日  
(火曜日)

## 目 次

規則	山口県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課)	一
告示	山口県会計規則の一部を改正する規則(会計課)	一
	特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を しなればならない区域の指定(環境政策課)	二
	土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	二
	指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課)	二
公告		二
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)	三
	大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)	三
	萩都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)	四
	柳井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧 (都市計画課)	四
選管告示		四
	個人演説会等を開催することができる施設	五
	山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。	
	平成二十三年九月二十七日	
	山口県知事 二井 関 成	



### 山口県規則第三十九号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則(昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第七十四条第二号中、「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)」を、「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)」に改める。

第七十五条第二号並びに第七十五条の二第三号及び第四号中、「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」を、「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、第七十五条の二第四号の改正規定は、同月十五日から施行する。

山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月二十七日

山口県知事 二井 関 成

### 山口県規則第四十号

山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第六十七条第一項中「なるべく」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、二人以上の者に見積書を提出させようとした場合であつて、当該見積書を提出した者が一人であるときは、この限りでない。

第六十七条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項第五号中「目的物の性質上」を「性質又は目的により」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 契約担当者は、前項本文の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、見積書を提出させる者を一人とすることができる。

一 令第六十七条の二第二項第二号の規定により随意契約によるうとする場合において、次に掲げるとき。

イ 不動産の買入れ又は借入れをするとき。  
ロ 県が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いをするとき。

ハ 農場、学校その他これらに準ずるものの生産に係る物品の売払いをするとき。  
ニ 外国で契約を締結するとき。  
ホ 法令等又は契約の定めるところにより、契約の相手方が特定されているとき。  
ヘ 公正な方法として知事が定める方法により、契約の相手方が選定されているとき。

ト イからへまでに掲げるもののほか、契約の性質又は目的により、二人以上の者から見積書を提出させ難いとき。

二 令第六十七條の二第一項第五号の規定により随意契約によろうとする場合において、二人以上の者から見積書を提出させるとまがないとき。

三 令第六十七條の二第一項第六号の規定により随意契約によろうとする場合において、次に掲げるとき。

イ 現に履行中の契約に直接関連する契約であつて、当該履行中の契約の相手方以外の者に履行させることが不利であるとき。

ロ 買入れを必要とする物品が多量であつて、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由により価格を高騰させるおそれがあるとき。

ハ 早急に契約を締結しなければ、その機会を失い、又は著しく不利な価格をもつて契約を締結しなければならないこととなるおそれがあるとき。

ニ イから八までに掲げるもののほか、契約の性質又は目的により、二人以上の者から見積書を提出させ難いとき。

四 令第六十七條の二第一項第七号から第九号までの規定により随意契約によろうとするとき。  
附則

(施行期日)  
1 この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

(山口県物品規則の一部改正)  
2 山口県物品規則(昭和三十九年山口県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中、「第六十七條第二項」を、「第六十七條第三項」に改める。



### 山口県告示第三百七十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成二十三年九月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 形質変更時要届出区域

光市大字島田字八幡三四三四の一部

二 特定有害物質の種類

六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びにふつ素及びその化合物

### 山口県告示第三百七十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年九月二十七日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称

認可年月日

下松土地改良区

平成二三、九、一五

### 山口県告示第三百七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三條の三において準用する同法第二十九條の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があつた。

平成二十三年九月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

二 岩国市錦町大野字尾茂川九三七の三  
保安林として指定された目的  
水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

周南市大字鹿野中字甲ノ迫一二七、一二八、七五二、七五四、八二二の二、大字鹿野上字から谷一七八、一八〇、一八一、一八三、一八五、字奥大町九六〇、九七〇、字井手迫三八一七、三八二〇、三八三三、三八三三、大字大向字大年谷一二四一、一二四三の九、一二四三の一〇、一二六一の二三、一七四五、一七四六、一七四八、字二俣一二四三の一、大字須万字イノ山二四二、字杉谷二四三、大字金峰字後朴二六三七、二六三八、二六四三

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市「いのち育む里づくり」部農林課に備え置いて縦覧に供する。)



(二八八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十三年十月三十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年九月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十三年八月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人エルマーの会

代表者の氏名 佐原いづみ

主たる事務所の所在地 岩国市三笠町二丁目三番七号

(二八九) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十三年九月二十七日から平成二十四年一月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年九月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめシテイ

所在地 下関市伊倉新町三丁目三〇一四の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島市南区京橋町二番二二号

代表者の氏名 山西 泰明

株式会社ベスト電器 福岡市博多区千代六丁目二番三三号 小野 浩司

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
駐車場の自動車の出入口の数	一七箇所	一八箇所

四 届出年月日  
平成二十三年九月九日

五 変更年月日  
平成二十三年十月三十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 ゆめシティ

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
所 在 地 下関市伊倉新町三丁目三〇一四の一  
名 称 住 住 所 代表者の氏名

株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号 山西 泰明  
株式会社ベスト電器 福岡市博多区千代六丁目二番三三三号 小野 浩司

三 変更に係る事項  
駐車場の自動車の出入口の位置

四 届出年月日  
平成二十三年九月九日

五 変更年月日  
平成二十三年十月三十日

(二九〇) 萩都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、萩都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る萩都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年九月二十七日 山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称  
萩都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域  
萩都市計画区域の全域

三 変更の内容  
都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

四 都市計画の案の縦覧期間  
平成二十三年九月二十七日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課及び萩市歴史まちづくり部都市計画課

(二九一) 柳井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、柳井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る柳井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年九月二十七日 山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称  
柳井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域  
柳井都市計画区域の全域

三 変更の内容  
都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

四 都市計画の案の縦覧期間  
平成二十三年九月二十七日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課及び柳井市建設部都市計画課



山口県選挙管理委員会告示第七十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により市町の選挙管理委員会が指定した個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設は、次のとおりである。

平成二十三年九月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長

上 符 正 顕

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
錦林業センター	岩国市錦町府谷七六	平成二三、九、二

平成二十三年九月二十七日印刷

発行人所

山口県知事庁